こどもの権利基本条例（案）　第３版

2026.10.27

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）及びこども基本法（令和４年法律第７７号。以下「法」という。）の理念にのっとり、市においてひとりひとりのこどもが権利の主体として尊重され、その権利が実現されるよう、市の責務等を明らかにし、市のこども施策の基本となる事項を定めること等により、市がこどもの権利に基づくこども施策を総合的に推進することを目的とする。

（用語）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　こども　法第２条第１項に規定するこどもであって、市内に住所を有し、市内に通学し、又は市内で勤労する等市と関係のあるものをいう。

（２）　こどもの権利　日本国憲法並びにこどもの権利条約その他の日本国が締結した人権に関する条約に定める権利をいう。

（３）　こども施策　法第２条第２項に規定するこども施策をいい、学校等の運営を含む。

（４）　こども施策の基本理念　法第３条に規定するこども施策の基本理念をいう。

（５）　学校等　市内に所在する施設であって、こどもが生活し、又は学ぶ施設をいう。

（６）　聴かれる権利　こどもの権利条約第１２条に定める権利であって、こどもが、自分に影響を及ぼすあらゆる事項について自由に思いや願い及び気持ち（以下「思いや願い等」という。）をあらわし、あらわした思いや願い等が正当に重く受けとめられる権利をいう。

（市の責務）

第３条　市は、市においてこどもの権利を実現するため、こども施策の基本理念にのっとり、必要な一切のこども施策を策定し、実施するとともに、そのために必要な体制の整備及び財政上の措置を講じなければならない。

２　市は、こども施策を策定し、実施するに当たっては、そのこども施策の対象となるこどもの聴かれる権利を実現するため、必要な措置を講じなければならない。

３　市は、その職員がこどもの権利を理解し尊重して市のこども施策を行うよう、こどもの権利条約及び法の趣旨及び内容について定期的に研修を受ける機会を設けなければならない。

（学校等の責務）

第４条　学校等及びその職員は、こどもの権利を尊重し、こども施策の基本理念にのっとり、学校等においてあらゆるこどもの権利を実現する責務を有する。

２　学校等は、その運営に当たって、こどもの聴かれる権利を実現するため必要な措置を講じなければならない。

３　学校等は、こどもがあらゆる機会を通じてこどもの権利について学び、理解する機会を設けなければならない。

４　学校等は、その職員がこどもの権利を理解し、尊重して学校等の運営を行うよう、その施設の内外において、こどもの権利条約及び法の趣旨及び内容について定期的に研修を受ける機会を設けなければならない。

（こどもの権利条約及びこども基本法の趣旨及び内容の周知）
第５条　市は、こどもの権利条約及び法の趣旨及び内容について、広報活動や学びの機会を設けるなどして周知を図り、こどもの権利について親又は保護者、事業者及び市民の理解を得るようにしなければならない。

（聴かれる権利の実現を支援する仕組み）
第６条　市は、こどもの聴かれる権利を実現する仕組みを設ける。
２　前項の仕組みに関し必要な事項は、別に条例で定める。

（こどもの権利の実現状況の検証）
第７条　市は、こどもの権利の実現状況について、独立した立場で検証し、その結果を公表し、及び提言を行う機関を置く。
２　前項の機関に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（権利侵害からの救済）
第８条　市は、こどもが、その権利の侵害について、学校等その他の機関の手続を経ることなく、独立した機関に救済を求めることができる仕組みを設ける。
２　前項の仕組みに関し必要な事項は、別に条例で定める。

（他の市町との連携）
第９条　市は、第７条から前条までに規定する仕組みを、他の市町と共同して設置し、又は運営することができる。
２　市は、第７条に規定する仕組みを、団体に委託して実施することができる。

（委任）
第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和○年○月○日から施行する。
（仕組みの段階的整備）
２　第７条及び第８条に規定する仕組みは、第６条に規定する仕組みの実施状況を踏まえて段階的に整備するものとし、その施行期日は、それぞれ第７条第２項及び第８条第２項に規定する条例で定める。